

議 案 第 17 号

松戸市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について

松戸市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和2年6月9日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

精神障害者を重度心身障害者医療費助成制度の対象に加えるほか、所要の改正を行うため。

松戸市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

松戸市重度心身障害者医療費の助成に関する条例（昭和48年松戸市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号を次のように改める。

(1) 重度心身障害者 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者で、1級又は2級の障害のあるもの

イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第1項に規定する児童相談所若しくは知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所が重度の知的障害者と判定した者又は特別な理由により児童相談所若しくは知的障害者更生相談所において判定を受けることが困難な者で、医師が重度の知的障害者と診断したもの

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級の障害のあるもの

第6条第2項中「申請日の属する月の翌月1日から次の7月31日までとし、以後1年ごとに更新する」を「規則で定める」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年8月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 市長は、この条例の施行の日前においても、この条例による改正後の松戸

市重度心身障害者医療費の助成に関する条例第3条から第6条までの規定の例により、その認定をすることができる。

(松戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部改正)

- 3 松戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例(平成27年松戸市条例第45号)の一部を次のように改正する。

別表第1の24の項を次のように改める。

|       |
|-------|
| 24 削除 |
|-------|

別表第2の24の項を次のように改める。

|       |
|-------|
| 24 削除 |
|-------|